

# 義務教育未修了者(戦中戦後混乱期)学習支援事業補助金 交付要綱

平成 30 年 6 月 29 日 教育長決裁  
令和 3 年 4 月 23 日 教育長決裁

## (通則)

第 1 条 義務教育未修了者(戦中戦後混乱期)学習支援事業補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 この補助金は、戦中戦後の混乱期に学齢期(昭和 7 年から昭和 16 年生まれ)にありながら、様々な事情で義務教育を修了できなかった方で、学習支援を希望する方に対し、学習機会の提供を行っている事業所(以下「補助事業者」という。)の取組みについて、必要な経費に対し補助を行うことを目的とする。

## (補助の対象、補助対象経費等)

第 3 条 知事は、義務教育未修了者(戦中戦後混乱期)学習支援事業に関する事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助事業内容、補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。ただし、算出されたそれぞれの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助対象期間)

第 4 条 補助対象期間は、会計年度である 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

## (補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書(第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)事業実施計画書(第 2 号様式-1 及び第 2 号様式-2)
- (2)収支予算書(第 3 号様式)

## (補助金交付決定の通知)

第 6 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第 4 号様式)を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする際、適正な交付を行う必要がある場合には、補助金等の交付の申請に係る事項について、修正を加え、又は条件を附して決定をすることができる。

## (申請の取下げ)

第 7 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の

交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金交付申請取下げ書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 8 条 知事は、事業の目的を達成するために必要があると認められるときは、補助事業者に対し補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（事業計画の変更の承認）

第 10 条 補助事業者は、次にあげる場合は事業計画変更申請書（第 7 号様式）を知事に提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分の変更（経費の配分を変更する額が変更する経費のいずれか低い方の額の 20 パーセント以内のものである変更を除く）をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容又は実施方法を変更しようとするとき。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に事業中止（廃止）承認申請書（第 8 号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、速やかに遂行状況報告書（第 9 号様式）を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた当該年度において、補助事業の完了後 1 カ月以内又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（第 10 号様式）

(2) 収支決算書（第 11 号様式－1 及び第 11 号様式－2）

（補助金の額の確定等）

第 14 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に

応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え

る補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、規則に定める延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 条 知事は、第 11 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、知事は補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は第 1 項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、規則に定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条 知事は、第 14 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除額の確定に伴う報告書（第 12 号様式）により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第 17 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（補助金の経理）

第 18 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 7 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(その他)

第 20 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

| 補助事業内容                              | 補助対象事業者              | 補助対象経費       |       |                             | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------------------------------|----------------------|--------------|-------|-----------------------------|-----|-------|
|                                     |                      | 費 目          | 費目の細分 | 説 明                         |     |       |
| 義務教育未<br>修了者(戦中戦<br>後混乱期)学習<br>支援事業 | 沖縄県内<br>に所在する<br>事業所 | 報 酬          |       | 講師報酬                        | 定額  | 定額    |
|                                     |                      | 通勤手当         | 通勤費   |                             |     |       |
|                                     |                      | 共済費          | 労災保険  |                             |     |       |
|                                     |                      | 需用費          | 消耗品費  | 事業に係<br>る用紙、<br>文具、ト<br>ナー等 |     |       |
|                                     |                      | 役務費          |       | 切手代等                        |     |       |
|                                     |                      | 使用料及<br>び賃借料 | 賃借料   | 複写機リ<br>ース料金                |     |       |
|                                     |                      |              |       | 会場使用<br>料                   |     |       |